

平成26年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成26年10月2日)

## 1 日時

平成26年10月2日(木)

午後 1時30分 開会

午後 3時40分 閉会

## 2 場所

県庁本庁舎3階 福祉公安委員会室

## 3 議事

福島県廃棄物処理計画の策定について

## 4 出席委員

石田順一郎 市川陽子(代理出席:佐藤武寿) 佐藤俊彦 富樫恵久子

長林久夫 古川道郎(代理出席:安田清敏) 細谷寿江 渡邊明

(以上9名)

## 5 欠席委員

大迫政浩 菅野篤 崎田裕子 清水晶紀 高荒智子 和田佳代子

(以上6名)

## 6 事務局出席職員

大島 環境保全総室次長

二瓶 一般廃棄物課長

鈴木 一般廃棄物課主幹

山田 産業廃棄物課長

佐々木 産業廃棄物課主幹 他

## 7 内容

(1) 開会(司会:國井産業廃棄物課主任主査)

(2) 議事録署名人指名

議事に先立ち、河津議長(第2部会長)から、議事録署名人として佐藤委員と細谷委員が指名された。

(3) 議事「福島県廃棄物処理計画の策定について」

事務局(二瓶一般廃棄物課長、山田産業廃棄物課長)から、追加資料、

資料1～5及び参考資料1、2により説明が行われ、以下の質疑等があった。

**【一般廃棄物関係】**

(石田委員)

前回、指標項目について、目標値に対し増やすのか減らすのかわかりにくいと指摘したが、今回の資料3ではわかりやすくなった。しかし、数値化されていない項目も多く、それらについて評価や進行管理はどのように行うのか。

(二瓶課長)

どうしても数値化が困難な項目はあるが、例えば集団回収への援助措置などについては、「実施市町村数を増やす」といったことを我々の取組として挙げることはできると思う。しかし、各市町村の考えもあるため、具体的な数値を目標とするかどうかは検討が必要。

(石田委員)

数値化できるものはできる限り数値化して、第三者にも分かりやすいものとしてほしい。

(渡邊委員)

資料4について、施策の方向性が「～をやっていく。」などとなっているばかりで、具体的な実行計画が示されていない。このような施策で本当に目標達成が可能なのか、疑問を感じる。

(二瓶課長)

処理計画には、廃棄物の発生量と処理量の見込み、適正処理のための基本的な事項及び適正処理を確保するために必要な体制について記述することが法で定められており、目標達成のための施策については当然記述をしなければならぬが、この審議会の中では、それらの目標の立て方や、目標達成のために我々が考えている施策が妥当なのかということについて御意見をいただきたいと考えている。

(渡邊委員)

そういったことも含めて議論をするということで理解してよいか。

(河津議長)

今回示されているのは方向性であり、具体的な内容については、次の段階で示されるものと思っている。現行の処理計画を見ていただくと、仕上りのイメージが湧くと思う。

(佐藤委員)

資料4、4ページの災害廃棄物の課題のところ、災害への対応を考慮することが必要とあるが、資料3では福島県産業廃棄物協会との協定が入っているのに、こちらにはそれが入っていないので、それも入れる必要が

あるのではないか。

それと関連して、災害廃棄物処理計画を策定している市町村はどのくらいあるのか。

**(二瓶課長)**

産廃協との協定についてはすでに締結済みで、今回の震災の際にもそれが非常に活かされたので、課題の中に取り込むようなものではないと考えた。

災害廃棄物処理計画については、現在のところ、県内の市町村において、災害廃棄物処理計画として個別に計画を策定しているところは非常に少ない状況である。多くの市町村では、地域防災計画の中で災害廃棄物の処理について述べており、それをもって災害廃棄物処理計画としている。

実は県も同様で、県の地域防災計画の中に災害廃棄物の処理を記載しており、それが本県の災害廃棄物処理計画であるという整理になっている。

**(長林委員)**

資料4、1ページの課題の部分で、リサイクル率が下がっているのは集団回収が減ったからという印象を受けるが、このリサイクル率は、家庭ごみを中心なのか。

また、同ページで、県全体の排出量に対する避難の影響は少ないとあるが、仮設住宅や仮の町の扱いは各市町村でどうなっているのか。

**(二瓶課長)**

リサイクル率は、家庭ごみだけでなく、一般廃棄物全てを対象にしている。ここでは集団回収のことだけを述べているが、リサイクル率の中には事業系の一般廃棄物も含んでいる。我々はその中で、集団回収量の低下がリサイクル率低下の最も強い要因ではないかと見ている。

避難区域の件については、避難者が現在、双葉郡では生活していないが、県内の他の自治体に分散しているだけであり、また、県外避難者も5万人近くいるが、そういった避難の実態は、県全体の計画の中ではあまり勘案しなくてもよいのではないかと考えている。

**(長林委員)**

それに関連して、資料4、2ページのごみ処理施設数の部分で、カッコ内の1施設が減少しているが、全体に大きく影響することはないとの理解でよいか。

**(二瓶課長)**

そのとおり。

**(長林委員)**

温暖化対策についての部分で、温暖化対策に配慮した施設への転換促進とあるが、予算措置が明確にあった上でこのように記述されているのか。

**(二瓶課長)**

県の予算措置はないが、国の交付金で、発電設備を設けたり発電効率を高めたりといった施設に対し交付措置されることになっている。

今後改修等を行う施設については、交付要件に該当するような施設になるよう、県として誘導していく。

**(石田委員)**

資料4、1ページで、全ての項目で目標達成していない状況だが、施策の方向性として、施策を引き続き実施、又は拡充を図るとなっていて、具体性に欠ける。なぜ平成24年度において目標が達成できなかったのかをもう少し掘り下げて、今後の新たな施策の方向性として書かれるべきではないかと思うが。

**(二瓶課長)**

先ほど議長から話があったが、そうした施策についても、次回の部会に示したいと思っている。

**(石田委員)**

次のページにも、「速やかに対応を図る」とか「適切に行う」とかといった言葉が多いので、もう少し具体性を持たせた文章で示してもらいたい。

**(河津議長)**

リサイクル率の減少について、集団回収の減少の影響が大きいと書かれているが、これは震災の影響だと捉えているか。

**(二瓶課長)**

資源化の状況は、本県も全国も同様の傾向であり、平成19年度までは増加していたが平成20年度に大きく減少し、その後も減少が続いている。

平成20年度はリーマンショックの年で、それによって経済活動が停滞してごみの排出量が減り、それに連動して資源化量も減ったが、全国的にはごみ排出量と資源化量の減り具合が同じぐらいだったため、リサイクル率自体はあまり低下していない。一方、本県の場合は、ごみ排出量以上に資源化量の低下の割合が大きいいため、結果的にリサイクル率がどんどん下がっている。

本県だけ資源化量の低下割合が大きい要因として、本県の資源化量に占める紙類の量が他県より大きいことが考えられる。本県では、紙類の資源化量が非常に下がっており、資源化量全体に占める紙類の割合が大きい分、減少の影響も大きくなっていると思われる。なぜ本県だけ紙類の資源化量が減っているのかについては、まだ分析できていない。

**(河津議長)**

次の施策を考える場合、要因を分析しておかないと、施策自体が今までの継続でしかなくなってしまうので、要因分析をしっかりとお願いしたい。

### (渡邊委員)

処理計画を作る上で、省エネ省資源化の社会作りの観点からも検討して行く必要があるのではないかと思うが、改定の趣旨の中には、あまりそういったものがない。リサイクルだけでなく、リユース等についてもどういうふうに積極的にやっていくかといった観点も一つの課題としてあると思っている。

2点目に、資料4、2ページ、施設の長寿命化、延命化とあるが、長寿命化すれば多少性能が落ちてでもよいのかということになるので、初期の性能を保ちながら、あるいは性能を向上させながら維持管理していくことを目標として挙げていく必要があると思う。

温暖化対策については、県でも再生可能エネルギーを積極的に進めるとしており、いかに積極的に減らすかという方針を持たなければいけないと思う。

3点目に、広域化の方針の中で集約化を図るとしているが、施設整備の観点からは施設を1箇所に集約することは効率的かもしれないが、輸送形態の変化という観点からは本当に効率的なのかどうか真剣に考える必要がある。一極集中化すれば、集中する場所の地元住民の理解も得られないし、大気環境的には窒素酸化物や硫黄酸化物がたくさん出るといった問題もあるので、施策を作る段階で精密に検討してもらいたい。

これらの点については質問として回答いただきたいということではなく、各審議委員の皆さんにも理解していただければと思い、ここで述べた。

### (二瓶課長)

1点目の、省エネ社会を作るという観点の話だが、その観点については、廃棄物処理計画の中ではなく、現在、別の部署で策定を進めている福島県循環型社会形成推進基本計画の中に、地球温暖化対策のためにどういった行動を取るかと、省エネ社会をどう作っていくかといったことについての理念が入っている。

2点目の、長寿命化だけではなく、そもそもの性能の維持があるべきということについては、まさしくそのとおりで、そういった取組みを進めていかなければならないと思っている。

3点目の、ごみ処理施設の集約化を考える場合には、併せて輸送のことも考える必要があるということについては、現在の広域化計画では、それぞれの地域の実情を踏まえることとしているので、輸送についても大前提として議論しなければならないと思っており、単に施設を集約化すればよいだけではないということは、我々も理解している。

### 【産業廃棄物関係】

(市川委員代理：佐藤氏)

資料4の9ページの県内で発生した産業廃棄物について、県内で98%処理される、と記載されている。産業廃棄物にはいろいろな種類があると思うが、われわれのところが出している感染性廃棄物は、県内より県外に出している方が多いと思う。これは県外で処理されるとされる2%に含まれることになるということではどうか。感染性廃棄物の量自体は、産業廃棄物全体の中では少ないと思うが、気になったので、聞いてみた。

(山田課長)

感染性廃棄物については、焼却処理されてから埋立処分されるので、パーセンテージとしてはそれほど多くはならない。県全体での産業廃棄物の埋立処分される量は、76.6万tが県内の処分場で埋立処分されている。

(佐藤委員)

資料4の5ページに「再生利用率+減量化率」と記載されているが、「再生利用率」と「減量化率」は違うものと思う。そのため、その下にそれぞれが記載されている。この合計した「再生利用率+減量化率」というものは、どういう意味なのか。目標達成値に×をつけるために入れたのか。この目標値は必要なく、逆にない方がすっきりしてよいのではないか。

(山田課長)

再生利用率は目標を達成し、再生利用率+減量化率、減量化率、最終処分率は目標達成していない。なるべく最終処分をしないようにという観点から設定したものであるが、いま委員から指摘を受けて、この目標値の設定のあり方についても検討していきたい。

(石田委員)

同じところで、再生利用率が39%となっているが、国の基本方針では53%となっている。目標設定時には、どのような経緯で設定されたのか。

(山田課長)

いまの国の基本方針では53%、県の目標値は平成23年度に39%として設定したもので、当時の実績、状況などから設定したものである。計画策定時に達成できうる目標値として設定したものである。

(石田委員)

ちなみに平成23年度の実績は、どれくらいか。

(大島次長)

前回の処理計画の39ページに示されているが、平成22年度の再生利用率の目標値は36%で、平成20年度の実績は40%となっている。この実績をもとに平成27年度の目標値を39%と設定したものと考えられる。

(石田委員)

では、ステップバイステップで徐々に目標を引き上げているということになるか。

**(長林委員)**

いまの議論に関連して、この再生利用率 46%というのは、再生利用がしやすいガレキが多く、震災の特需ということと関係があるのか。あるいは、震災ガレキは産業廃棄物には当たらないのか。

**(事務局)**

当たらない。

**(河津議長)**

本県の産業廃棄物の排出状況で特徴的なのは、再生利用しにくいものとして、石炭火力発電所から排出されるばいじんの発生量が多く、減量化や再生利用といった取組にも大きく影響している。あとで事務局でも確認願いたい。

**(山田課長)**

震災の影響や放射性物質の影響により、石炭火力発電所から排出されるばいじんは平成 23 年度には排出量や再生利用率が低下しており、平成 24 年度以降、回復している。石炭灰の排出量は大きく、その影響を受けることになる。

**(渡邊委員)**

今の問題とも関わってくるが、資料 4 の 5 ページ、資料 3 の 7 ページにも石炭火力発電所に関わる記載があり、温暖化防止対策にも関係する重要な課題である。新聞報道によると、電気事業者が再生可能エネルギーの受入れを中止し、その一方で火力発電所を作るとされている。また、県内にも新たに火力発電所が 4 つ作られると記載されている。

今回は、石炭火力発電所のばいじんやその他の産業廃棄物の問題であるが、こうした状況の中で、今度の施策にどのようにつなげていけるのか。事務局に全て関係するわけではないが、県内では、省エネルギーなど対策を行っているが、こうしたことだけではなかなか進まず、許認可を厳しくするとかしないと対策はとれないのではないかと。事業者自ら事業を中止したりする状況でもなく、これをどのように課題として認識して、今後の施策をどのように講じていくのかを考えていかないと。事務局としてはどう考えているのか。

それからもう 1 つであるが、放射性物質について、一般廃棄物になるかと思うが、9 ページに一般廃棄物については自区内処理の原則があるが、6 ページの産業廃棄物の方は、他県から受け入れている状況である。もちろん、福島県の廃棄物も他県で処理していると思うが、約 20%の産業廃棄物を受入処分しており、この量を受け入れなければならない事情とはどういったものなのか。



**(山田課長)**

まず、石炭火力発電所の問題だが、県内で I G C C などの新設計画が数件進められており、稼働すれば、ばいじんなどが発生することが予測される。今後、検討していく課題だが、稼働した場合にどのくらいの産業廃棄物が発生するのかなど試算しているところであり、今後の施策に反映させていくこととしている。

次に県外の産業廃棄物の処理についてだが、そもそも産業廃棄物については、自区内処理というものがない。本県としては、県内で発生した産業廃棄物を優先的に処理する体制を確保するということが課題としてあり、このため、県外廃棄物の搬入に関して、事前協議制を設けている。これは本県だけでなく、他の約 30 道県でも行われている制度である。そのなかで事前協議の見直しや優良事業者に関する緩和措置など各県で見直しが行われている。現在、県外物の搬入割合を 20%以下とするよう目標を設定しているが、県内の最終処分場の残余容量や県内の産業廃棄物の発生量が減少していることなどの状況も踏まえて考えていく必要があると思っている。

**(佐藤委員)**

われわれ業界からすれば、この 20%の枠は取り払いたいという考えである。これは前回の環境審議会でも問題となったもので、要するに産業廃棄物の発生量、つまり分母が小さくなってきているのが実情である。最終処分場の許可申請の際に経理的な根拠が必要となっており、それは、赤字になる人は作ってはならないということである。

実際の問題として、作った面積からどれくらいの費用がかかって、償却するには、どのくらい埋立しなければならないという計画がある。2割は守ってくださいよ、と言うことになれば、極端なことでいえば、これまで 100 t 入れることができたものが、50 t しか入れることができないとなった場合には、そのなかの 2割であるから、非常に少なくなってしまう。そのため、搬入の 2割というのは除くべきではないかと思っているのが実情である。

**(渡辺委員)**

まさに、意見の違い、リスクコミュニケーションということになるわけだが、産廃処理業者の方からすれば、たくさん入れて経営を安定化させたい、しかし、その施設周辺にいる人たちからすれば、それに賛同して、たくさん入れて良い、ということに必ずしも良しとはしていないと思う。

福島県としては、他県からの産業廃棄物を入れて他県に貢献し、また、処理業者の方が経営的にも成り立つといったことも考えていく必要があり、また、県民の意見も踏まえて考えていく必要があり、単に施策としての数値を決めていくというのではないと考える。立場によって考え方が異なる

ので、また、この審議会のメンバーでもあるので、この場を活用して、県民にも理解をいただいて進めていかないと、目標を設定しても、絵に描いた餅になってしまい、守れる、守れないという議論になってしまう。産業界も含めた議論が必要である。

**(佐藤委員)**

産業廃棄物の排出量は、減ってはいない。しかし、循環型社会推進法が制定され、リサイクルが優先され、最終処分される量が減ってきたという問題もある。最終処分場に持って行った方が安いのかかもしれないが、日本は資源の少ない国なので、多少高くてもリサイクルの方に処分をお願いするという流れになっているのが実情である。

**(河津議長)**

立場によって意見の分かれるところであり、県全体で考えるべきものだと思う。最終的には知事が判断することになるのだろうが、さらになかで深めながら、こうした議論を進めていく必要があると思っている。

**(長林委員)**

リスクコミュニケーションについては、6ページに県民理解の促進と記載されている。「県民理解の促進を図る」とあるが、具体的にはどういうことを示しているのか。「リスクコミュニケーション等により県民理解の促進を図る」とあるが、この書き方だと何が目的なのか分からないのではないか。「何々をするために」、「何々の講習会を開催する」などとか分かりやすくしたほうがよいのではないか。

**(山田課長)**

施設の設置者と最終処分場が立地されている市町村や周辺住民など地元の理解が必要であるという観点から記載している。今回は、放射性物質に汚染された廃棄物の問題もあるが、どのような廃棄物が搬入されているのか懸念されるので、地元の理解という方向性が必要となっている。

また、事業者や処理業者に対する講習会を通じて、リスクコミュニケーション等をさらに深めるための施策を講じてきたが、文言については、委員の意見を踏まえて修正等を検討する。

**(佐藤委員)**

資料4の10ページに記載されている汚染廃棄物の定義とはどんなものかを考えているのか。

**(二瓶課長)**

放射線物質に汚染された廃棄物ということである。

ただし、8,000Bq/kg超のものは国が処理することとされているので、この処理計画の中では扱わない。したがって、通常の処理が可能とされているものの、処理が停滞して困っている、8,000Bq/kg以下の廃棄物というこ

とである。

(河津議長)

サーマルリサイクルについての位置づけについてだが、ごみ発電や熱回収などの評価といった部分は、県で行っているのか。

(二瓶課長)

現行のリサイクル法はマテリアルリサイクルが主要であるが、国では、今後サーマルリサイクルも含めた、全体のリサイクル率を向上させていく取り組みについて議論されている。また、県の環境基本計画でも、サーマルリサイクルについて記載している。しかしながら、評価といったことは、まだ実施しているわけではない。

#### (4) その他

特になし

#### (5) 閉会 (司会：國井産業廃棄物課主任主査)

この議事録の正確なことを認め、署名する。

平成 年 月 日  
署名委員

平成 年 月 日  
署名委員